

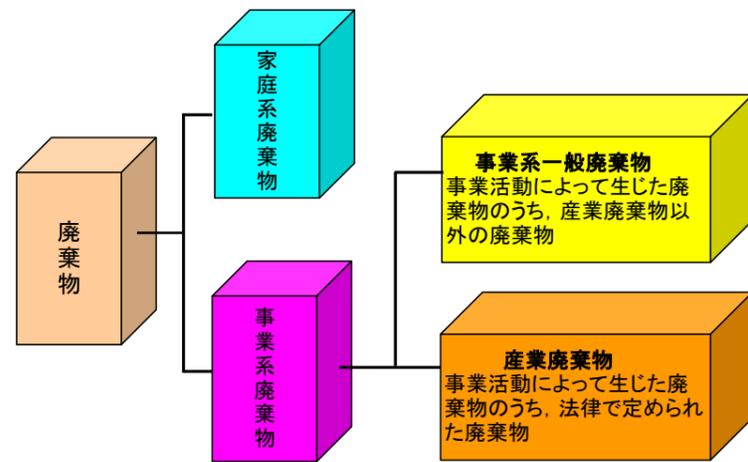
廃棄物処理法における事業系ごみに関する規定及び体系

1. 事業系廃棄物とは

廃棄物処理法では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される

一般廃棄物は家庭系と事業系に分類され、事業系一般廃棄物は、事業系廃棄物のうち産業廃棄物を除いたものをいう

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物と定められている廃棄物以外で種類や量に関わらず事業活動の上で、発生するごみ全てを指し、事業活動とは、会社、商店や工場、さらに学校、官公署などの公共サービスを行っているところも含まれる



参考
 廃棄物処理法施行令で定める産業廃棄物（20種類）
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん類、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

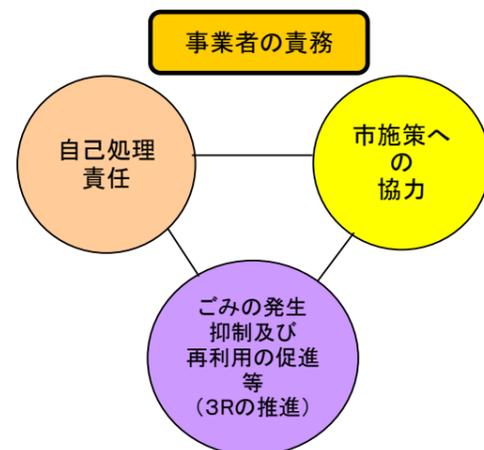
2. 事業者の責務（廃棄物処理法第三条）

事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること

事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること

物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにすること

廃棄物の減量のほか、適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に協力すること



3. 事業系ごみの適正処理の方法

(1) 産業廃棄物（一般廃棄物処理基本計画の対象ではない）

産業廃棄物収集運搬許可業者・処分許可業者と個別に委託契約して処理

(2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の処理方法は2通り

収集運搬許可業者と委託契約を結び、市の処理施設で処理

事業者自らが市の施設へ直接搬入し処理

■参考 廃棄物処理法における事業系一般廃棄物の処理（収集）についての考え方

【原則1】一般廃棄物については市町村が処理責任を有する（法第6条の2）

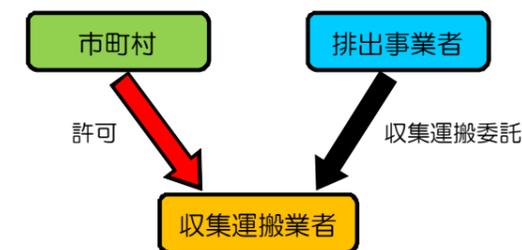
【原則2】事業者の自己処理責任（法第3条）

事業者の自己処理責任は、市町村の処理責任の下で、なるべく自らの手で処理するよう努めるほか、一般廃棄物処理基本計画に従い、市町村の行う処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味する。

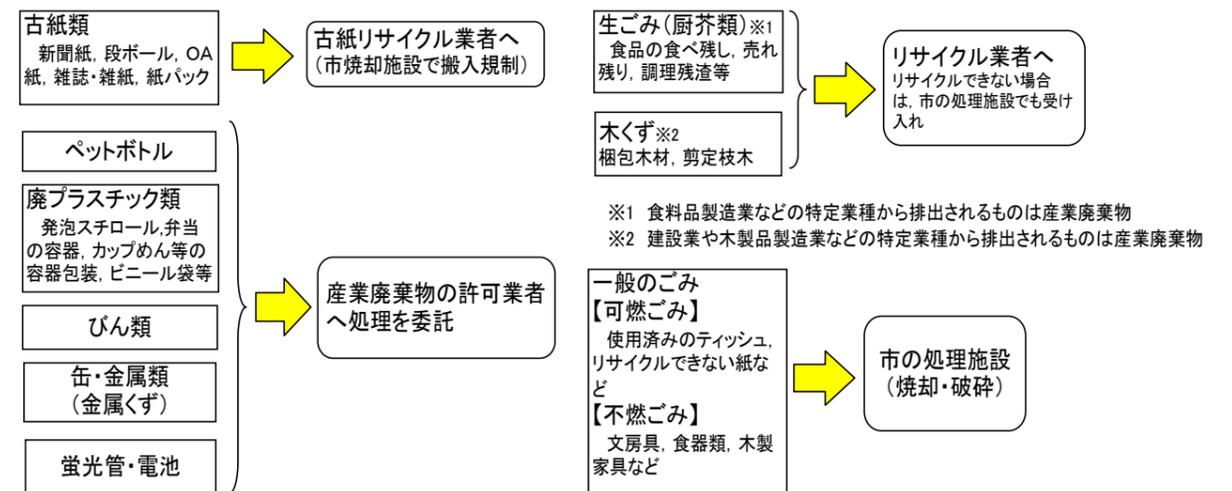
ただし、

市町村自らその区域の全域にわたって、すべて直接又は委託によって一般廃棄物の処理（収集）を行うことが困難である場合、業者に許可を与えて処理（収集）させることができる

排出事業者が廃棄物を自ら処理できない場合は、許可業者に処理（収集）を委託できる



4. 事業系ごみの種類別の処理・搬入先



食品残渣については、「食品リサイクル法」で業種別に再生利用率の目標値が設定されている